

# 第7回 日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者研修会開催要領 「何が変わった？ どう生かす！ 歯周病検診マニュアル 2023」

講師：国立保健医療科学院 統括研究官 福田 英輝 先生  
宝塚医療大学 保健医療学部 教授 森田 学 先生

## 【研修会概要】

国民病とも言える高い有病者率を示し、糖尿病をはじめとした全身疾患との関連が報告されている歯周病は歯科口腔保健対策上の重要な課題であり、2023(令和 5)年 10 月に告示された歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)においても、歯周病の予防に関する目標や定期的な歯科検診に関する目標が設定されています。

現在の歯周病対策の中心は市町村による健康増進事業(健康増進法第 19 条の 2)の一つとして位置付けられている歯周病検診(節目検診)ですが、2024(令和 6)年 5 月 10 日付 厚生労働省医政局長通知で「歯周病検診マニュアル 2023」が発出されました。同マニュアルの主な対象は引き続き、市町村が実施する歯周病検診ですが、今回のマニュアルでは、後期高齢者を対象とした歯科健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保険者保健事業)や民間企業、健康保険組合が行う歯科健康診査などでも活用されることを意識したものとなっています。この背景には現在、国を挙げて推進が図られている PHR(Personal Health Record)をはじめとした健康・医療情報の有効活用に向けた動きも関連しています。

本研修会では、厚生労働省の歯周病対策ワーキンググループの座長およびメンバーとして、マニュアル見直しの実務に関わられた福田 英輝先生と森田 学先生に講師をお願いし、マニュアル見直しの背景および全体概要、診査票(問診票および口腔内検査)の変更点を中心とした運用上のポイント等についてお話頂き、生涯を通じた効果的な歯周病対策を考える機会としたいと思います。

## 1. 主催等

主催：一般社団法人 日本口腔衛生学会  
運営：認定制度運営委員会地域口腔保健実践者認定部会

## 2. 開催方法

WEB 開催：オンライン(Zoom 使用)でのみご参加いただけます。

## 3. 日時

LIVE 配信：2025(令和 7)年 2 月 23 日(日)10:00～11:30

見逃し配信：2025(令和 7)年 2 月 26 日(水)19:00～20:30

※見逃し配信では質疑応答はありません。

#### 4. 申込方法・申込期間

以下の URL に接続し、必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

([https://oha1.heteml.net/jsoh/form\\_oralhealth\\_07/](https://oha1.heteml.net/jsoh/form_oralhealth_07/))

右の QR コードからもお申込みいただけます。



##### 【申込期間】

2025(令和7)年1月9日(木)15:00~2月7日(金)17:00

- ・お申込み後に申込確認メールが届きます。
- ・携帯電話アドレスを使用する方は、gakkai37@kokuhoken.or.jp からのメールが受信できるよう、あらかじめ設定を行ったうえでお申込みください。
- ・確認メールが申込時に登録したメールアドレスに届かない場合は、本学会事務局までお問い合わせください。

#### 5. 受講料 会員 2,000 円 (※実践者認定者は無料)

非会員 3,000 円

- ・参加申込後 3 日以内をめどに、本学会事務局より受講料の払込方法(振込先)を案内するメールを送信いたしますので、2025 年 2 月 18 日(火)までにお振込みください。

#### 6. 注意事項

- ・研修を受講できるインターネット環境およびパソコン、スマホ、タブレット等の動作検証についてはご自身でご準備をお願いします。
- ・受講に伴う通信費用は各自でご負担ください。
- ・講演の録画、録音、撮影(スクリーンショット含む)、および資料の 2 次利用、詳細内容の SNS への投稿はご遠慮ください。
- ・お申込みと受講料の納入が完了した方には、研修会開催 3 日前(2025 年 2 月 20 日(木))までに研修受講用の入室 URL をメール送信いたします。
- ・修了証は、参加申込みの際にご登録いただいた住所へ後日学会事務局から郵送します。

#### 【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本口腔衛生学会事務局

E-mail: gakkai37@kokuhoken.or.jp

電話 : 03-3947-8891

#### 【地域口腔保健実践者認定申請のための研修要件に関する留意事項】

- ・本制度において地域口腔保健実践者として認定されるためには、研修要件として認定申請の直近 5 年間に 10 単位の取得が必要です(研修以外の認定要件は上記 WEB サイトでご確認ください)。
- ・本研修会を 1 回受講することにより 5 単位を取得することができます。ただし、同一内容の研修会の LIVE 配信と見逃し配信を受講しても、2 回分とはならず、1 回分 5 単位のみでの認定となります。
- ・一方、各研修会の際に提示される課題に対するレポートを提出(任意)し、審査に合格すると、さらに 5 単位を取得することができ、地域口腔保健実践者の認定を受けるための研修要件 10 単位を満たすことも可能となっています。
- ・本学会の非会員であっても受講が可能であり、非会員の状態で取得した単位も、入会后に認定審査を受ける際に有効となります。